

業務仕様確認表

広告等の種類	確認項目	該当ページ	
(1) 懸垂幕・横断幕(デザイン、制作、設置及び撤去を含む。)	ア 設置場所に指定された施設が含まれている。		
	イ 掲示期間が適切である。		
(2) 新聞広告	ア 指定された掲載紙、規格及び掲載日となっている。掲載日を変更する場合は、理由が示されている。		
	イ 広告を複数回掲載する場合、時期及び掲載内容が適切である。		
(3) ポスター広告等(デジタルサイネージを含む。)	ア 交通広告	(ア) 指定の公共交通機関が含まれている。	
		(イ) 掲示期間が適切である。	
	イ 交通広告以外	(ア) 交通広告以外に、県内各地域の居住者を対象とした広告等が提案されている。	
		(イ) 掲示期間が適切である。	
(4) インターネット広告	ア インターネット広告が提案されている。		
	イ 効果的な配信時期が提案されている。		
	ウ ランディングページが提案されている。		
	エ 実施条件を確認している。		
(5) テレビスポットCM	ア ローカルテレビ局が1つ以上選定されている。		
	イ 放映の時期が適切である。		
(6) その他	(1)から(5)までの広告等以外に、効果的な広報が提案されている。		

(注1) 本表は、募集要領の5の(3)「企画提案書の提出」において、企画提案書の記載項目としているので留意すること。

(注2) 企画提案書への記載に当たっては、「広告等の種類」欄の項目ごとに、「確認項目」欄の内容を確認のうえ、企画提案書の該当するページ番号を「該当ページ」欄に記載すること。